

会費は15日まで、遅くても、25日までで

見附民商会報

見附民主商工会
見附市本町1-2-35
くろさかやビル3F
平成29年9月25日
第1375号

（商店街に民商の風を吹かせました）

商工新聞 お届け宣伝行動 商店街（本町・新町）

『新潟県報』 米山知事に願ひ届けられた

（8/21付一面の宣伝紙、四面・新商連スキルアップで商売繁盛）

9月17日（日）朝9時〜見附民商としては、久々の商店街宣伝行動をしました。前後に行動をされた役員も含め、5人で「民商です！米山知事との懇談の記事が載っています。ぜひお読みください」と声をかけながら133部をお届けしました。「ご苦労様です」「そうですか、読ませていただきます」などの言葉をかけていただきました。



所得税法56条請願業者婦人の働き分を認めて！

婦人部

見附市議会総務文教委員会が9月14日、論議されました。「反対討論は、佐野勇市議（みつけ創政）」。

家族従業員の給料は、青色にすれば認められる。救済措置が取られている」という先回の重信元子市議（みつけ創政）の発言内容を踏襲する内容でした。それに対し、紹介議員でもある高橋健一市議（日本共産党）は、「青色、白色、法人といった形態に関わらず、家族一人一人の働き分は必要経費として認めるべき。県内でも、国内でも請願が次々採択され、国連女性差別撤廃委員会からも所得税法56条の見直しを検討を求められている。H26年からすべての事業者に記帳が義務付けられ、租税回避を理由にする根拠はなくなっている」と賛成討論を行いました。採決では、委員長を除く7人のうち、賛成が渡辺美絵市議（清和クラブ）と高橋市議の2人、反対が佐野市議、大坪正幸市議・関三郎市議（県政会）五十嵐勝市議（清和クラブ）、亀田満市議（新政市民クラブ）の5人で否決されました。民商だけでなく、中小零細業者の多い見附で、「家族従事者の働き分を認めて」という当然で切実な願いを否決され、残念で仕方ありません。

☆本会議は、9月25日（月）10時〜論議されます。
56条 廃止！
ご都合のつく方、傍聴お願いします。

☆第15回全国消費者婦人代表者大会 国会議員訪問、省庁交渉
いま 守りたい いのち・暮らし・商売を！
10月26日（木）日比谷野外音楽堂に一緒に参加しませんか。

秋の署名運動にご協力ください 第一次締め切り9月末日

☆平和憲法を守るの 署名婦人・青年の働き分を認めて！
☆日本国憲法を守り生かすことを求める請願
☆所得税法第56条廃止を求める請願
※9/4号の新聞と一緒に署名用紙お届けしました
※当番のみなさん、回収にご協力ください



憲法を守る見附の会 「軍事対軍事」で国憲紛争は解決せん
☆怒りの日 9/19（火）スタンディングアクト
終日宣伝カーで宣伝行動 朝8時〜9時は小川事務局が運行
安倍首相は、森・加計問題、南スーダン日報隠蔽疑惑で、憲法53条に基づいて野党からの臨時国会開会の要求に背を向け、疑惑を固めた報道されています。次の総選挙は、「国政の私物化」



「改憲」が大争点になります。民主主義を取り戻し、いのちと平和憲法を守るには、市民と野党の共闘しかありません。

共済の給付請求忘れていませんか

入院、手術加療、給付、賠償、長寿、死亡、高度障害、火災

本則で入院は3日以上1日目から見舞金が出ます。30日以内であれば、領収書の「レ」で、31日以上でも他の保険等の診断書「レ」でOKです（3年以内の請求）。入院しなくても14日以上安静加療に見舞金（診断書不要で役員さんの署名、6か月以内の請求）

年金受給者へ「扶養親族等申告書」を送付

全商連 個人番号を求めている問題について 9/13
国税庁、厚生労働省、日本年金機構に「コタリング」

国税庁は「個人番号が記載されてなくても税額計算はできる」「記載がなくても罰則等の不利益はない」と回答。厚生労働省、年金機構は「記載がないことだけで受理しないことはない」と記載のない場合に書類を返送するとのことである問題について、年金機構は「他に方法がないか検討する」と回答。

9月分（10月納付分）から厚生年金保険料率の変更
変更前18.182%→変更後18.300%（折半9.150%）

新潟県最低賃金 10月1日から時間額778円

事務所留守になります
*9月25日（月）午前9時半〜本会議傍聴